

出席停止期間が変更になりました

近年、抗ウイルス薬が投与されるようになって、感染力が消失しないうちに解熱してしまう状況が発生するなど、これまでの学校保健安全法施行規則に規定されていた学校感染症の種別やそれぞれの出席停止期間の基準のなかには、現在の臨床の実態等に照らし合わせると必ずしも適切でないものがあることから、平成24年4月1日に学校保健安全法施行規則が一部改正になりました。



変更になった感染症

(1) インフルエンザ

(変更前) 解熱した後2日を経過するまで

(変更後) 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで

(ただし幼児については発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで)

(2) 百日咳

(変更前) 特有の咳が消失するまで

(変更後) 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌治療法が終了するまで

(3) 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）

(変更前) 耳下腺の腫脹が消失するまで

(変更後) 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで

(4) 髄膜炎菌性髄膜炎

(新規追加) 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

※いずれも医師の診察を受け、登校の際には「治癒証明書」の提出をお願いします。

インフルエンザ出席停止期間早見表

基準 発症後5日かつ 解熱後2日を経過		発症当日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後		
例1	発症後 1日目に 解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例2	発症後 2日目に 解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例3	発症後 3日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例4	発症後 4日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例5	発症後 5日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

※その後は、解熱した日によって出席停止日が準じ延長されていく。